

令和 7 年度事業報告書

〔 自 令和 7 年 4 月 1 日 〕
〔 至 令和 8 年 3 月 31 日 〕

公益財団法人日本無線協会

令和 7 年度事業報告書

I 概況

当協会は、無線従事者資格の指定試験機関としての国家試験事務並びに指定講習機関としての主任無線従事者講習の他、国の認定を受けて無線従事者資格の取得のための養成課程、認定講習課程並びに船舶局無線従事者証明のための認定新規訓練に係る事業について、電波法等関係法令及び関係規程の定めるところにより実施しているが、本年度についても、国家試験及び養成課程等、年度当初策定の事業計画を予定どおり実施した。

国家試験事業は、海上無線通信士、航空無線通信士及び特殊無線技士が若干増加したものの、他の分野の申請者数は減少したため、全体の申請者数は令和 6 年度に比べ 1.7%の減少となった。

養成講習事業は、主任無線従事者講習が 18.2%増加したものの、養成講習課程が 1.2%、認定講習課程が 28.4%、認定新規訓練が 30.4%の減少となった。

事業の運営にあたっては、公益財団法人として、定款に従い事業を行うとともに、法令・規程類を遵守し、要員の縮減、経費節減等事務処理の効率化に留意しつつ、ホームページ等による広報の充実、事務手続の電子化の推進等新たな課題に対する取組みを進めるなど、事務処理体制の整備に努めた。

なお、養成課程、認定講習課程及び認定新規訓練の各業務を実施することにより、指定試験機関及び指定講習機関の事務が不公正になることはなかった。

II 事業概要

1 国家試験事業

(1) 申請者数等

国家試験の申請者数は 36,173 名であり、令和 6 年度に比べ 634 名の減少（▲1.7%）となっている。

資格分野別では、海上無線通信士が 35 名の増加（2.3%）、航空無線通信士が 241 名の増加（7.7%）、特殊無線技士 61 名の増加（0.3%）となったものの、他の資格分野別の申請者数は、総合無線通信士が 25 名の減少（▲5.6%）、陸上無線技術士が 229 名の減少（▲2.9%）、アマチュア無線技士が 717 名の減少（▲12.2%）という結果であった。

本年度事業計画では、運輸関係の第三級海上無線通信士及び第三級海上特殊無線技士、また 5G 網の整備に関係する第三級陸上特殊無線技士について若干の需要回復が見込めるものの、それ以外については現状で推移あるいは従前からの減少傾向が続くものとしてきたところ、第三級海上無線通信士、航空無線通信士、航空特殊無線技士及び第三級陸上特殊無線技士に需要回復の傾向が見られる以外は概ね事業計画のと通りの状況で推移した。

特に減少の大きい種別としては、令和 6 年度と比べて第二級海上無線通信士（▲31.3%）、第一級アマチュア無線技士（▲34.6%）及び第二級アマチュア無線技士（▲29.8%）が大きく

減少、このほか申請者数では、第一級陸上無線技術士(▲281人)、第一級陸上特殊無線技士(▲295人)の減という結果となった。

なお、第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士が大きく減少したのは、これまで試験申請者数が年々減少していたことを受け、事業の効率化を図るため、令和6年度まで年間3回実施(4月、8月及び12月)していたものを令和7年度から年間2回実施(5月及び11月)としたことに影響していると考えられる。

資格		7年度	6年度	増減	増減比(%)	7年度年間計画数
総合無線 通信士	一総通	207	211	▲4	▲1.9	210
	二総通	72	87	▲15	▲17.2	80
	三総通	144	150	▲6	▲4.0	172
	小計	423	448	▲25	▲5.6	460
海上無線 通信士	一海通	41	46	▲5	▲10.9	40
	二海通	22	32	▲10	▲31.3	30
	三海通	1,104	1,090	14	1.3	1,120
	四海通	411	375	36	9.6	400
	小計	1,578	1,543	35	2.3	1,590
航空無線通信士		3,385	3,144	241	7.7	3,330
陸上無線 技術士	一陸技	6,667	6,948	▲281	▲4.0	6,860
	二陸技	1,021	969	52	5.4	970
	小計	7,688	7,917	▲229	▲2.9	7,830
特殊無線 技士	一海特	390	394	▲4	▲1.0	400
	二海特	1,902	1,907	▲5	▲0.3	1,890
	三海特	234	234	0	0	250
	レ海特	60	57	3	5.3	55
	航空特	1,369	1,285	84	6.5	1,210
	一陸特	6,023	6,318	▲295	▲4.7	6,850
	二陸特	5,544	5,432	112	2.1	5,880
	三陸特	2,349	2,185	164	7.5	2,420
	国内電	68	66	2	3.0	65
	小計	17,939	17,878	61	0.3	19,020

資格		7 年度	6 年度	増減	増減比 (%)	7 年度年間 計画数
アマチュア無線技士	一アマ	960	1, 469	▲509	▲34. 6	1, 490
	二アマ	467	665	▲198	▲29. 8	660
	三アマ	2, 142	2, 105	37	1. 8	2, 240
	四アマ	1, 591	1, 638	▲47	▲2. 9	1, 780
	小 計	5, 160	5, 877	▲717	▲12. 2	6, 170
合 計		36, 173	36, 807	▲634	▲1. 7	38, 400

〔無線従事者 23 資格〕

第一級総合無線通信士(一総通) 第二級総合無線通信士(二総通) 第三級総合無線通信士(三総通)
 第一級海上無線通信士(一海通) 第二級海上無線通信士(二海通) 第三級海上無線通信士(三海通)
 第四級海上無線通信士(四海通) 航空無線通信士(航空通)
 第一級陸上無線技術士(一陸技) 第二級陸上無線技術士(二陸技)
 第一級海上特殊無線技士(一海特) 第二級海上特殊無線技士(二海特) 第三級海上特殊無線技士(三海特)
 レーダー級海上特殊無線技士(レ海特) 航空特殊無線技士(航空特) 第一級陸上特殊無線技士(一陸特)
 第二級陸上特殊無線技士(二陸特) 第三級陸上特殊無線技士(三陸特) 国内電信級陸上特殊無線技士(国内電)
 第一級アマチュア無線技士(一アマ) 第二級アマチュア無線技士(二アマ)
 第三級アマチュア無線技士(三アマ) 第四級アマチュア無線技士(四アマ)

()内は、本報告書で使用する無線従事者資格の略称

(2) 実施時期及び実施場所

ア 総合無線通信士及び海上無線通信士(第四級海上無線通信士を除く。)

事務所所在地(11都市)において9月期(10日～12日)及び3月期(18～20日)の定例試験を実施した。

なお、長野市(信越支部)、金沢市(北陸支部)及び松山市(四国支部)においては、第三級海上無線通信士の国家試験のみを実施した。

イ 第四級海上無線通信士及び航空無線通信士

事務所所在地(11都市)において、8月期(21日・22日)及び2月期(26日、27日)の定例試験を実施した。

ウ 陸上無線技術士

事務所所在地(11都市)の他、事務所所在地外の3都市において、7月期(8日～11日)及び1月期(20～23日)の定例試験を実施した。

また、7月期には舞鶴市、三豊市及び福岡市、1月期には舞鶴市及び三豊市に第二試験場を設置した。

〔第二試験場〕

試験地 試験期	舞鶴市	三豊市	福岡市
7 月期	二陸技	一陸技／二陸技	一陸技／二陸技
1 月期	二陸技	一陸技／二陸技	—

エ 特殊無線技士

第二級及び第三級海上特殊無線技士並びに第二級及び第三級陸上特殊無線技士の 4 資格については、受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約 300 か所)での CBT (Computer Based Testing) 方式による試験を実施するとともに、その他の資格については、事務所所在地(11 都市)において、6 月期(10 日・11 日)、10 月期(16 日・17 日)及び 2 月期(12 日、13 日)の定例試験を実施した。

更に工業高校等からの依頼により、対面方式による臨時試験を全国 56 か所で実施した。(二海特、三海特、航空特、二陸特、三陸特、三アマ及び四アマの 7 資格で合計 2,700 名が受験)

また、2 月期には函館市に第二試験場を設置した。

〔第二試験場〕

試験地 試験期	函館市
2 月期	一海特

オ アマチュア無線技士

(ア) 第一級及び第二級アマチュア無線技士

事務所所在地(11 都市)において、5 月期(17 日・18 日)及び 11 月期(8 日・9 日)は土曜日及び日曜日に実施した。

(イ) 第三級及び第四級アマチュア無線技士

受験機会の拡大や受験者の利便性の向上を図るため、全国規模(約 300 か所)での CBT 方式による試験を実施した。

(3) 自然災害により試験申請できなかった者への対応

令和 7 年 8 月豪雨の影響により災害救助法が適用され、適用地域も 4 県と広範囲に渡るため、試験申請が期間内に困難となる者が存在することも予想されたことから、10 月に実施予定の特殊無線技士の申請期間(8 月 1 日から 20 日まで)を延長(31 日まで)して申請を受け付けた。

(4) 障害者への合理的配慮

視覚、肢体等、体の不自由な申請者(24名)に対しては、従前より障害の状況を確認して試験問題の拡大や拡大鏡の使用その他試験会場や座席位置の配慮等を実施してきている。加えて、令和7年度から一アマ・二アマの「目の見えない者」に対し、従来の「点字による出題」に加え、「口述による出題」も可能とした試験方法に拡充し、実施した。

(3) 事務処理体制等

ア 電子申請の推進及び事務処理の効率化

令和3年11月に国家試験電子申請システムを更改し、令和4年度から書面による申請を原則電子申請に一元化するとともに、国家試験申請手数料の収納事務も外部に委託したが、令和5年10月からは全科目免除合格証明事務を電子化し、申請者の利便性の向上を図るとともに、事務処理の効率化を進めた。

イ 試験員の配置

試験事務を厳正かつ的確に実施するため、電波法及び無線従事者規則に定める要件を備えた試験員を配置し、試験事務の処理に万全を期した。

区分	本部	北海道	東北	信越	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	沖縄	計
配置数	49	14	18	9	10	9	21	11	10	19	7	177

ウ 無線従事者国家試験審査委員会等の開催

第一級総合無線通信士等上級8資格^(*)の国家試験問題を審査するため、「無線従事者国家試験審査委員会」を5月、7月、11月及び2月に開催するとともに、無線従事者国家試験審査委員会の審査に諮る無線工学の試験問題案について、その的確性を検証し、その内容を確認するための「無線従事者国家試験問題検討委員会」を4回開催した。

上級8資格以外の資格の国家試験問題については、「試験事務審査会」を6回開催し試験問題の内容の確認等を行った。

(*) 「上級8資格」とは、第一級から第三級までの総合無線通信士、第一級から第三級までの海上無線通信士、第一級及び第二級陸上無線技術士をいう。

エ 国家試験問題の公表等

対面方式による試験問題及びその解答については、随時、ホームページに掲載するとともに、受験者からの請求(209件)に応じ、試験の得点及び問題に関する情報を開示した。

また、CBT 方式により試験を執行する第二級及び第三級海上特殊無線技士、第二級及び第三級陸上特殊無線技士並びに第三級及び第四級アマチュア無線技士の 6 資格については、令和 6 年 2 月から基本的な試験問題例題としてホームページに掲載した。

オ 合格証明書の発行

国家試験の全科目免除者に対し、その者の請求（319 件）に応じて合格証明書を発行した。

2 講習事業

（1）主任無線従事者講習業務^{（*2）}

受講者数等

受講者数は 1,123 名であり、173 名（増減比 18.2％）の増加となった。

資格別の受講者は、第一級陸上無線技術士が 49.2％（553 名）、第三級陸上特殊無線技士が 13.7％（154 名）、第一級陸上特殊無線技士が 9.9％（111 名）、第三級海上無線通信士が 6.5％（73 名）等となっており、受講者全員が e-ラーニング方式による講習であった。

区 分	7 年度	6 年度	増減	増減比 (%)	7年度年間 計画数
海上主任講習	129	104	25	24.0	118
航空主任講習	86	44	42	50.0	45
陸上主任講習	908	802	106	13.2	915
合計	1,123	950	173	18.2	1,078

（通年受講者数）2 年度：1,135、3 年度：1,181、4 年度：1,160、5 年度：970、6 年度：950

（*2）無線局の免許人から選任の届出がされた主任無線従事者の監督の下であれば、無線従事者の資格を有しない者であっても、無線設備の操作を行うことができるが、無線局の免許人から選任された主任無線従事者は、その選任の日から 6 か月以内及び講習を受けた日から 5 年以内毎に総務大臣の行う講習を受講しなければならない。日本無線協会は総務大臣から主任無線従事者の指定講習機関として指定されている。

（2）養成課程^{（*3）}

実施件数は 685 件（増減比▲6.0％）、受講者数は 18,331 名（増減比▲1.2％）であり、実施件数及び受講者数ともに減少した。

第一級から第三級陸上特殊無線技士については、民間企業等との競合状態が更に厳しさを増してきているが、令和 6 年度に比べ、第一級陸上特殊無線技士が 54 名の減少（▲11.7％）となったが、一方、より積極的な応札活動により、第二級陸上特殊無線技士が 168 名の増加（6.1％）、第三級陸上特殊無線技士が 441 名の増加（3.7％）となった。

また、外国人船員を対象とした第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程については、フィリピン、インド及びブルガリアでの講習を現地での対面方式による講習で実施したが、令和7年10月以降は、委託元が自ら実施することとなったため大幅に減少した。

資格		7 年度		6 年度		増減		増減比 (%)		7 年度全体 計画数	
		件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三海通		6	204	10	359	▲4	▲155	▲40. 0	▲43. 2	11	330
四海通		4	49	1	20	3	29	300. 0	145. 0	2	28
航空通		13	110	18	139	▲5	▲29	▲27. 8	▲20. 9	9	63
特殊無線 技士	一海特	23	617	32	730	▲9	▲113	▲28. 1	▲15. 5	24	528
	二海特	78	1, 139	88	1, 637	▲10	▲498	▲11. 4	▲30. 4	81	2, 187
	三海特	14	121	16	140	▲2	▲19	▲12. 5	▲13. 6	20	360
	航空特	21	514	21	502	0	12	0	2. 4	24	624
	一陸特	22	408	22	462	0	▲54	0	▲11. 7	21	588
	二陸特	91	2, 907	90	2, 739	1	168	1. 1	6. 1	77	2, 387
	三陸特	413	12, 262	431	11, 821	▲18	441	▲4. 2	3. 7	426	13, 632
	小計	662	17, 968	700	18, 031	▲38	▲63	▲5. 4	▲0. 3	673	20, 306
合計		685	18, 331	729	18, 549	▲44	▲218	▲6. 0	▲1. 2	695	20, 727

(※3) 「養成課程」とは、総務大臣が定める基準に適合すると認定した授業を修了することで無線従事者免許が取得できるもの。日本無線協会は、直接個人の受講者を募集して行う「公募養成課程」及び無線従事者の養成を必要とする法人等からの依頼を受けて行う「受託養成課程」の二つの形態で実施している。また、外国人船員を対象とする養成課程は、全てe-ラーニングによる随時受講型授業で実施し、修了試験を対面方式で行うものである。

(3) 認定講習課程 (※4)

第三級海上無線通信士について、3件実施し、受講者数は58名(増減比▲28.4%)であった。

資格	7年度		6年度		増減		増減比(%)		7年度全体計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
三海通	3	58	3	58	0	0	0	0	5	57
四海通	—	—	1	23	▲1	▲23	—	—	—	—
合計	3	58	4	81	▲1	▲23	▲25.0	▲28.4	5	57

(※4) 「認定講習課程」とは、無線従事者として一定の資格及び業務経歴を有する者が、上位の資格を取得する際の講習。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、講習を実施している。

(4) 認定新規訓練 (※5)

日本人船員を対象とした訓練を東京（本部）で4件（5月、9月、11月及び2月）実施した他、外国人船員を対象とした新規訓練については、フィリピン、インド及びブルガリアにおいて、第三級海上無線通信士及び第一級海上特殊無線技士の養成課程に引き続き実施したが、令和7年10月以降は、委託元が自ら実施することとなったため、全体の受講者は329名、前年度に比べ144名の減少(30.4%)であった。

区 分	7 年度		6 年度		増減		増減比 (%)		7 年度全体 計画数	
	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数	件数	受講者数
全体	10	329	14	473	▲4	▲144	▲28.5	▲30.4	17	350

(※5) 「認定新規訓練」とは、義務船舶局等の無線設備の操作又はその監督を行おうとする者が船舶局無線従事者証明を受けるために行われる訓練。日本無線協会は、総務大臣の認定を受け、日本人船員を対象とした訓練を5月、9月、11月及び2月に東京で実施している。また、外国人船員を対象とした認定新規訓練は、当該国で行う3海通等の養成課程に引き続いて実施するものである。

(5) 無線従事者フォローアップ研修 (※6)

今年度も前年度に引き続き、主に電気通信事業及び放送事業に携わる有資格者を対象として、無線通信技術や制度等に関する最新情報や知識とともに、関連する有線ネットワークやセキュリティ等も含めた研修を、これまでの対面に加え、インターネットによる同時配信を行うこととし、10月9日及び10日に実施した。

(42名受講、うち対面5名、インターネット37名)

(※6) 「無線従事者フォローアップ研修」は、令和元年度に開催された総務省の電波有効利用成長戦略懇談会フォローアップ会合における「ワイヤレスIoT人材の育成」についての提言を踏まえ、令和2年12月に無線従事者規則の一部が改正され、無線従事者資格を有する者に対してIoT人材としての最新の知識を習得するための努力義務が課されることとなったため、日本無線協会では、当該有資格者が継続的にスキルアップできる研修体制を構築し、令和4年度から実施している。

3 業務運営の改善等

(1) 国家試験事業における改善

国家試験の申請者数は、長期的に減少傾向にあり、令和2年4月に試験手数料の改定を行ったものの、その後もコロナ禍の影響による申請者数の減少などにより事業収入は減少傾向にあることから、改善すべき課題や経費の削減などを幅広く検討の上、次の改善を実施した。

・アマチュア無線技士等試験の執行に関する効率化

第一級アマチュア無線技士及び第二級アマチュア無線技士については、試験申請者数が年々減少傾向にあり、令和5年度にはピーク時(平成24年度)の半分以下(47.1%)と大幅に減少していることから、そうした変化に対応して事業の効率化を図るため、これまでの年間3回実施(4月、8月及び12月)から年間2回実施(5月及び11月)とし、経費を削減した。

また、類似の資格の科目で同一時間に実施できるものは、同じ会場で実施するなど会場費や要員について、極力効率的に実施した。

(2) 養成課程事業における改善

養成課程の受講者数は、民間との激しい競合状態などから長期的に減少傾向にあり、近年は下げ幅に減少傾向がみられるものの、より一層の経費の削減を図るとともに積極的な応札活動により受注機会の増大への取組を実施した。

(3) 国家試験事業及び養成課程事業に共通する営業活動の強化及び効率化

ア 国家試験事業及び養成課程事業に共通する営業活動

第二級海上特殊無線技士及び第二級陸上特殊無線技士等に係る臨時試験や養成課程における潜在的ニーズの掘り起こしを行うため、職員が直接、工業・水産系の高校や漁業協同組合等を訪問し、無線従事者資格の取得について説明などを実施した。

イ 情報システムによる業務の効率化

令和6年度までに、国家試験などにおけるCBT方式の試験の導入やオンラインでの申込手続きの導入など事務の効率化とコストの圧縮を図ったところであるが、令和7年度については、これらシステム等について、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」に従いながら必要なセキュリティ水準を確保しつつ運用してきている。また、現在、総務省において検討されている無線従事者関連の見直しが予想されることから適宜対応していく。

ウ 人件費の抑制

国家試験及び養成課程の申込手続きのオンライン化や業務の効率化等を踏まえ、職員数の見直しに加え、嘱託職員の活用を行うとともに、財務状況に応じた賞与の支給などにより役職員の人件費の抑制を行った。

4 個人情報の保護等

協会は、国家試験及び養成講習業務において、多くの個人情報を扱っているが、この個人情報の取扱いについては、関係法令及び「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」並びにその下位ルールに従い、協会が定めた「個人情報管理方針」及び「個人情報管理規程」並びに「情報セキュリティポリシー」を遵守し、安全かつ適正に管理してい

るが、個人情報保護等の取扱いに関する厳格化や不正アクセス等の脅威を想定した情報セキュリティ対策の必要性を踏まえ、職員への周知徹底を図った。

なお、個人情報や試験問題のデータ保管庫は、施錠管理の徹底を図り、関係者以外の入室を制限している。

また、個人情報の保護及びセキュリティ対策の確保については、全職員を対象に研修を実施し、個人情報に対する意識の高揚を図った。

5 情報公開

情報公開については、定款、事業計画書、収支予算書、事業報告書、貸借対照表等の書類並びに国家試験の合格基準、対面方式による定例試験に係る過去1年間に行われた試験問題及びその解答をホームページにおいて公開した。

Ⅲ 総務関係

1 役員等の異動

(1) 役員

令和 8 年 3 月 5 日開催された定時評議員会において、新たに理事 2 名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	委嘱の日 (総務省認可の日)
理事	後 潟 浩一郎 一般社団法人全国陸上無線協会 総務部長	石 田 修 司 一般社団法人全国陸上無線協会 前 総務部長	令和 8 年 3 月 26 日
理事	河 野 隆 宏 一般財団法人移動無線センター 事務局次長	関 口 博 久 一般社団法人移動無線センター 前 事務局次長	令和 8 年 3 月 26 日

(敬称略)

(2) 評議員

令和 7 年 6 月 24 日に開催された定時評議員会において、任期満了に伴い評議員 11 名が選任（再任）されるとともに、令和 8 年 3 月 5 日に開催された定時評議員会において、新たに評議員 1 名が選任された。新任の者は次のとおりである。

役職	新	旧	異動の日
評議員	海 老 原 孝 NTT 株式会社 常務執行役員 技術企画部門長	池 田 敬 NTT 株式会社 常務執行役員 前 技術企画部門長	令和 7 年 6 月 24 日
評議員	坂 本 信 樹 株式会社 NTT ドコモ経営企画部 電波企画室長	西 島 英 記 株式会社 NTT ドコモ経営企画部 前 電波企画室長	令和 7 年 6 月 24 日
評議員	林 克 至 電源開発株式会社 デジタルイノベーション部長代理	加 瀬 義 則 電源開発株式会社 デジタルイノベーション部部长	令和 7 年 6 月 24 日
評議員	平 井 淳 生 一般社団法人電子情報技術産業協会 常務理事	執 行 裕 子 一般社団法人電子情報技術産業協会 理事	令和 7 年 6 月 24 日
評議員	森 田 耕 司 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 会長	高 尾 義 則 一般社団法人日本アマチュア無線連盟 前 会長	令和 7 年 6 月 24 日
評議員	高 山 讓 一般社団法人全国船舶無線協会 会長理事	田 北 順 二 一般社団法人全国船舶無線協会 水洋会部会 事務局長	令和 8 年 3 月 5 日

(敬称略)

2 会議の開催

〔理事会〕

	開 催 日	議 事
第 42 回	令和 7 年 6 月 4 日	・ 決議事項 1 令和 6 年度事業報告書（理事長及び業務執行理事の職務執行状況を含む。） 2 特定資産の取崩し 3 令和 6 年度決算書 4 定時評議員会の開催
第 43 回	令和 7 年 10 月 14 日	・ 報告事項 - 令和 7 年度上半期事業報告書（理事長及び業務執行理事の職務執行状況を含む。） ・ 決議事項 - 特定費用準備資金等の取扱規程（案）について
第 44 回	令和 8 年 2 月 18 日	・ 報告事項 - 令和 7 年 12 月末事業報告書（理事長及び業務執行理事の職務執行状況を含む。） ・ 決議事項 1 令和 8 年度事業計画書 2 令和 8 年度収支予算書 3 令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込み 4 第 27 回評議員会の開催

〔評議員会〕

	開 催 日	議 事
第 26 回	令和 7 年 6 月 24 日	・ 報告事項 - 令和 6 年度事業報告書（理事長及び業務執行理事の職務執行状況を含む。） ・ 決議事項 1 特定資産の取崩し 2 令和 6 年度決算書 3 評議員の選任
第 27 回	令和 8 年 3 月 5 日	・ 報告事項 - 令和 7 年 12 月末事業報告書（理事長及び業務執行理事の職務執行状況を含む。） ・ 決議事項 1 令和 8 年度事業計画書 2 令和 8 年度収支予算書 3 令和 8 年度資金調達及び設備投資の見込み 4 評議員の選任 5 役員の選任

3 内閣府への令和 6 年度事業報告等の提出

令和 6 年度事業報告等は、令和 7 年 6 月 30 日付で、電子申請により内閣府へ提出した。

4 職員の配置

	本部	支部	計
常勤職員	24	20	44
非常勤職員(嘱託)	44	119	163
計	68	139	207

5 事業報告の附属明細書について

令和 7 年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので附属明細書は作成しない。